

「若者応援宣言企業」の宣言方法について

■ 「若者応援宣言企業」宣言を行うまでの手続き（流れ）について

STEP 1 ハローワークに学卒求人、あるいは、一般求人の提出が必要です。

求人については、雇用の期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が求人を提出される事業所の通常の労働者と同程度であり、いわゆる正社員として採用されるものに限ります。

ただし、正社員であっても、派遣求人（特定労働者派遣に係る求人は除きます。）や請負求人は本事業の趣旨・目的に沿わないため、宣言基準を満たしません。

一般求人で「若者応援宣言企業」宣言を行う場合は、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、35歳未満の若年者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合で、かつ、職務経験を条件としていない求人に限ります。

STEP 2 宣言書の提出（宣言基準の確認）。

若者応援宣言企業の宣言基準を満たしていることを確認させていただくため、宣言書の内容を確認の上、事業所名等の記載をお願いいたします。

STEP 3 企業情報報告書の提出。

企業情報報告書に、御社の若者の育成の取組等、就職関連情報の記載をお願いいたします。

また、職場の風景等の画像の提供もお願いいたします。

御記入にあたっては、「記入上の注意」をご確認ください。

STEP 4 「若者応援宣言企業」宣言完了

求人票に「若者応援宣言企業」と記載し、ハローワークシステムにおいて公開いたします。

なお、大学等求人を提出された場合につきましては、「大卒等就職情報WEB提供サービス」にも企業情報を登録するようお願いいたします。

また、厚生労働省のポータルサイトに、企業情報報告書の内容をもとに、「若者応援宣言企業PRシート」を作成し、公開いたします。

※ 宣言時に提出のあった正社員の求人及び募集について、採用決定若しくは募集終了されましたら、お手数ですが、「採用決定等報告書」を若者応援宣言を行ったハローワークへ報告（FAX可）いただきますようお願いいたします。

「若者応援宣言企業」の宣言方法について

■ 「若者応援宣言企業」を宣言するにあたって（留意事項）

1 「若者応援宣言企業」の使用期間

「若者応援宣言企業」宣言を行った後、求人が充足等により取り消された場合であっても、原則、若者応援宣言企業になった年度の末（3月末）までの間は、「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

なお、年度末経過後も引き続き、「若者応援宣言企業」を宣言される場合につきましては、再度、求人を提出していただき、宣言書により宣言基準を満たす必要があります。また、企業情報報告書（職場の風景等の画像情報も併せて）も提出していただきます。

2 新たに求人を提出いただく場合

「若者応援宣言企業」宣言を行った後、別の職種等により追加で求人を提出する場合は、宣言書や企業情報報告書の提出は必要ありません。

3 「若者応援宣言企業」の取消を行う場合

「若者応援宣言企業」宣言を行った後、宣言基準を満たさないことが確認された場合は、「若者応援宣言企業」の宣言を取り消します。